

でんこうトラベル (NPO 法人北はりま田園空間博物館)

手配旅行 旅行条件書

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第 12 条の 4 で定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、NPO 法人北はりま田園空間博物館（以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、パンフレット、当社 Web サイトにおいてツアー内容を提示するページ、本旅行条件書のほか、契約書面及び当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (3) 当社は、お客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (4) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2. 旅行の申込みと予約

- (1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 14 日以内に申込書と申込金を提出していただきます（受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

3. 契約の成立時期

- (1) お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。
 - ①店頭及び当社の外務員による訪問販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が申込金を受理した時。
 - ②電話等の通信手段による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 14 日目に当たる日までに当社がお客様から申込金を受理した時。
- (2) 当社は、(1)の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- (3) 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします

4. 申込み条件

- (1) 18 歳未満の方が単独でご参加の場合、原則、法定代理人（親権者等）の同意書の提出が必要です。
- (2) 15 歳未満の方のご参加の場合、成年者の同行がないときは、当社はお申込みをお断りすることがあります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方とその他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (4) 前号のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのために、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出てくださいことがあります。
- (5) 前号に基づきお申出に際する場合、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
- (6) 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行っ

たとき。

- (7) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

5. 契約責任者による申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6. 「契約書面」の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2) 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

7. 旅行代金及び支払い期限

- (1) 当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- (2) 旅行代金は、原則として、旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3) 当社は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

8. 契約内容の変更

- (1) お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手数料金を申し受けます。

9. お客様からの契約の解除

- (1) お客様の任意解除
お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他サービス提供機関の未払い費用
 - ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消料
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除
①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
 - ②お客様が第 4 項 (6) ①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
 - ①、②、③の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消料
 - ③当社の責に帰すべき理由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

10. 旅行業務取扱料金

- (1) 契約成立後、第 9 項(1)における契約の解除をする場合、旅行代金に対してお客様お 1 人様につき次に定める取消料をいただきます。
※その他、施設に対してお客様より直接依頼されたオプションサービス等に関しては含まれておりません。別途、対象施設にてご精算ください。

取消日（契約解除の期日）	取消料（お1人様）
①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日～2日前	3,000円
②-1 旅行開始日前日 （アーバンホテル西脇をご利用の場合）	3,000円
②-2 旅行開始日前日 （西脇ロイヤルホテルをご利用の場合）	4,400円
③旅行開始当日	8,600円
④旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の全額

11. 添乗サービス

- （1）当社は、契約責任者からの依頼により添乗員を同行させ添乗サービスを提供する場合があります。その場合、添乗サービス料金とは別に、添乗員がお客様と同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。
- （2）添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。

12. 手配責任

- （1）当社が善良な管理者の注意をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。よって、お客さまが依頼された運送・宿泊機関等が満員、満室、休業、条件不相当等の理由で手配不能となった場合でも、原則として取扱料金はお支払いいただけます。

13. 当社の損害賠償責任

- （1）当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。
- （2）お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由によ

り損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

14. お客様の責任

- （1）お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- （2）お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- （3）お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15. 旅行傷害保険について

- （1）病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入することをお勧めします。

16. 個人情報の取扱い

- （1）当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- （2）旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただけます。
- （3）当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社については、当社（TEL：0795-38-7272）にお問い合わせいただくか、当社ホームページ（<https://denku-travel.com/>）にてご確認ください。

17. 旅行条件・旅行代金の基準期日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、2022年5月1日現在です。

<旅行企画・実施>

兵庫県知事登録旅行業第2-805号

でんくうトラベル

（NPO法人北はりま田園空間博物館）

兵庫県西脇市寺内517番地の1

電話番号 0795-38-7272

Email denku-travel@k-denku.com



（一社）全国旅行業協会正会員

お問い合わせ・お申込みは

でんくうトラベル（NPO法人北はりま田園空間博物館）本店営業所

兵庫県西脇市寺内517番地の1

電話番号 0795-38-7272

Email denku-travel@k-denku.com

WEB お問い合わせ受付時間 24時間

電話お問い合わせ受付時間 10:00～17:00（定休日 水・木曜日、および年末年始12/31-1/2）

国内旅行業務取扱管理者 篠原秀明

担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者（当営業所の取引責任者）にご質問ください。